

オンライン委員会報告書について －開会に当たって留意すべき事項－

令和4（2022）年4月22日
都道府県議会デジタル化専門委員会

オンライン委員会の検討経緯と報告書の構成

オンライン委員会の検討経緯

- デジタル化専門委員会は、令和3年6月25日、議会在デジタル化推進に取り組む基本的な考え方(ポイントは次の①～③)をまとめた報告書をデジタル化推進本部に提出
 - ①議会のデジタル化の大きな目的は、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすること
 - ②議会のデジタル化を進める際には、デジタル・インクルージョン(デジタル化により、全ての人を包摂すること)の視点を持ち、根拠に基づく政策提案やデータに基づく政策評価を意識して進めることが必要
 - ③都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていくことが必要



◎今回、「平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮」するため、議会審議を実質的に深める場である委員会のオンライン開会による意義や開会に当たって留意すべき事項に関する報告書を取りまとめ
⇒令和4年4月22日推進本部報告

<デジタル化推進本部>

本部長	佐藤 武彦	岐阜県議会議長
副本部長	赤嶺 昇	沖縄県議会議長
	菊地 恵一	宮城県議会議長 (石川光次郎 前議長)
	伊沢 勝徳	茨城県議会議長 (常井 洋治 前議長)
	鈴木 憲	大阪府議会議長
専門員	河村 和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授

【注1】上記メンバーは令和4年4月22日時点

【注2】()は前任者

<デジタル化専門委員会>

座長	河村 和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授
	庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
	谷口 尚子	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授
	廣川 聡美	関東学院大学法学部客員教授
	湯淺 壱道	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

報告書の構成

はじめに

- 1 オンライン委員会の意義
- 2 オンライン委員会におけるパターンの整理
- 3 論点の検討
 - (1) オンライン委員会開会の事由とその手続
 - ① オンライン委員会開会の事由
 - ② オンライン委員会開会の手続
 - ③ その他
 - (2) オンライン出席委員の本人確認と周辺環境
 - ① オンライン出席委員の本人確認
 - ② オンライン出席する委員の周辺環境(場所等)
 - (3) 委員長がオンライン出席の場合の運営
 - 委員長がオンライン、副委員長が委員会室で出席の場合の委員会運営

(4) 起立採決、投票

- ① 起立採決に関する留意点
- ② 投票による議案の採決及び正副委員長の互選

(5) 委員長の秩序保持に関する措置

- オンライン出席委員が秩序を乱す場合に委員長が行う措置

(6) 通信障害が生じた場合の代替手段

- ① 委員の通信障害が発生した場合の対応
- ② 委員長の通信障害が発生した場合の対応

(7) オンライン出席委員が使用するタブレット端末等

- オンライン出席委員が使用するタブレット端末等(議会貸与、私物)の留意点

(8) 議事の公開

- 議事の公開の方法

おわりに

オンライン委員会の意義とパターンの整理

オンライン委員会の意義

- ◎ コロナ禍や災害時などにおいても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようになること
 - ◎ コロナ禍における濃厚接触や、育児、介護などの個別理由により委員会審査に出席したくてもできない議員が委員会に出席できるようになること
- 有識者から意見聴取を行う場や、議案説明会、執行部との勉強会などをオンラインを活用して開催することは、効果的に議会審議を行う上で有効であり、オンライン委員会の実施に向け、議員や職員がデジタル技術に慣れる方策ともなる。離島や、議会から離れた地域に住む議員にとっては、災害時等に集まる時間が不要となるなどオンラインは有効なツールとなる。

オンライン委員会におけるパターンの整理

- 今回の検討に当たっては、委員会の構成メンバーである正副委員長や委員の出席状況により、AからCの三つのパターンに整理

	パターンA (ハイブリッド型)	パターンB (ハイブリッド型)	パターンC (完全オンライン型)
正副委員長	委員会室	(委員長又は正副委員長が) オンライン	オンライン
委員	(一部又は全委員が) オンライン	(一部又は全委員が) 委員会室	//
議会事務局	委員会室	委員会室	//
執行部	//	//	//
傍聴者	//	//	//

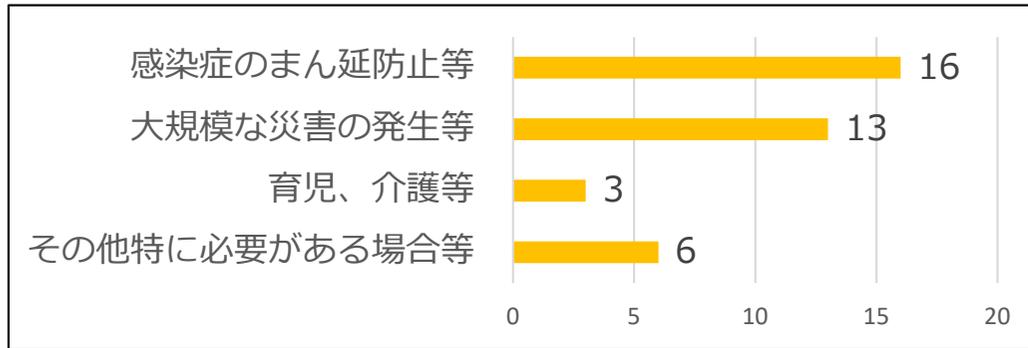
(注) A～Cのいずれのパターンでも、委員会の議事内容は、議案について執行部からの説明が行われ、委員と執行部との質疑応答の後、討論、採決が行われるものとする。

- パターンA、Bは、委員や正副委員長の一部が、コロナの濃厚接触者と認定又は育児、介護などの個別理由により委員会室に行けないため、自宅等からオンラインで委員会に出席する場合
- パターンCは、コロナ禍において、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されたりするなどにより、出席者が委員会室に集まることが困難な場合

報告書のポイント①

オンライン委員会開会の事由

- これまでオンライン委員会の環境整備を行ったのは16都府県（15都府県の委員会条例及び埼玉県の委員会規程）
- 16都府県の開会の事由を整理すると次のとおり



- 育児、介護を行う議員が、委員会にオンラインで出席するか、欠席するかは、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかどうか判断基準（乳幼児や介護が必要な者を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けないとき等はオンラインで出席、委員会審査中も育児や介護に従事する必要がある場合等は委員会を欠席）

オンライン委員会開会の手続

- パターンA、Bは、委員等の個別事由により、オンライン委員会を開会することとなるため、オンライン出席を希望する委員等からの請求による次の四つの手続が考えられる。

委員長がオンライン委員会の開会を決定する方法

- ・委員等がオンライン出席を希望することを請求し、委員長がオンライン委員会の開会を決定後、オンライン出席を希望する委員等が申請し、委員長が許可
- ・委員等がオンライン出席を希望することを請求し、委員長がオンライン委員会の開会を決定後、オンライン出席を希望する委員等が届出

オンライン出席を希望する委員等が委員長に申請（届出）する方法

- ・オンライン出席を希望する委員等が申請し、委員長が個別にオンライン出席を許可
- ・オンライン出席を希望する委員等が個別に届出

- 事務局のオンライン委員会開会の準備を考慮すると、委員からの正式な申請又は届出は直前になったとしても、可能性を含めた事前の連絡を早めに行うことが好ましい。

- パターンCは、ほとんどの出席者が新型コロナウイルスの濃厚接触者と認定されたり、職員がコロナに集団感染し庁舎が閉鎖されるなど委員会室に集まることが困難という理由により、委員長がオンライン委員会の開会を決定することとなるため、上記のような委員等からの申請や届出は不要とすることも考えられる。

報告書のポイント②

オンライン出席委員の本人確認と周辺環境

- 本人確認は、パターンA～Cのいずれでも、あらかじめ委員に通知したID、パスワードによるログインが行われているか、画面上に委員が映り本人の音声であるか等を行うことが必要
- オンライン出席者の周辺環境は、パターンA～Cのいずれでも、委員会審査に集中でき、自由な意思表示の確保ができる環境が必要（自宅の自室や事務所内の個室等静謐（せいひつ）が保たれている環境からオンライン出席することが必要）。また、通信環境が良好な状態であることも必要

委員長がオンライン出席の場合の運営

- オンラインで出席する委員長が職務を果たすためには、委員会室及び委員長の自宅等における通信環境の整備や、委員会室全体及び他のオンライン参加者をはっきり確認できるカメラの設置について検討することが必要

起立採決、投票

<起立採決>

- パターンA～Cのいずれにおいても、
 - ・映像で賛否が確認しやすいようオンライン出席する委員は挙手で表決
 - ・他の委員の賛否に影響されないよう委員会室で出席する委員とオンライン出席する委員は同時に起立又は挙手することにより賛否を表明し、映像で賛否がわかりづらい場合は委員長が個別に確認

<投票>

- 現行の会議規則は、委員会室にすることが求められる内容のため、オンライン出席委員が委員会室以外から投票を行うためには会議規則の改正が必要
- 無記名投票や正副委員長の互選投票を行うためには、秘密性、公正性が担保されることが必要（電子投票システムについて、投票記録と投票者が結び付かない仕組みとしたり、ブロックチェーン技術を利用し改ざんできない仕組みとするなど）

委員長の秩序保持に関する措置

<委員長が委員会室、委員がオンラインで出席の場合>

- 発言の禁止：委員長が発言を禁止する旨宣告
- 退場：委員長が退場を命ずる旨宣告し、オンライン出席委員が自ら映像と音声を切断
- 委員会を閉じ、又は中止：委員長が委員会の閉会、中止を宣告

<委員長がオンライン、委員が委員会室で出席の場合>

- 発言の禁止：委員長が発言を禁止する旨宣告
- 退場：委員長が退場を命ずる旨宣告し、委員自ら退場
- 委員会を閉じ、又は中止：委員長が委員会の閉会、中止を宣告

報告書のポイント③

通信障害が生じた場合の代替手段

＜委員の通信障害が発生した場合の対応＞

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 議会事務局職員がオンライン出席委員に電話等により状況確認
- ③ - 1 通信環境が復旧した場合
⇒ 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③ - 2 通信環境が復旧しない場合
⇒ 当該委員は欠席とし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

＜委員長の通信障害が発生した場合の対応＞

- ① 委員長に事故があるときとし、副委員長が休憩を宣告
- ② 議会事務局職員がオンライン出席する委員長に電話等により状況確認
- ③ - 1 通信環境が復旧した場合
⇒ 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③ - 2 通信環境が復旧しない場合
⇒ 委員長に事故があるときとし、副委員長が再開を宣告し、委員会を続行

オンライン出席委員が使用するタブレット端末等

- 議会が貸与するタブレット端末等は、通信障害やタブレット端末等の不具合が発生した場合、議会事務局職員がマニュアルに基づき、電話等で解決方法を伝えられること、議会として推奨するセキュリティソフトがインストールされていることがメリット
- 私物のタブレット端末等は、通信障害やタブレット端末等の不具合が発生した場合、タブレット端末等を所有する委員のみで解決を図らなければならないこと、セキュリティソフトに係る費用を自己負担しなければならないことに留意すべき。加えて、私物のタブレット端末等に個人情報保管することのセキュリティについても配慮が必要

議事の公開

- パターンA、Bは、委員会室という場所があるため、通常の委員会と同様、委員会室での傍聴が可能。このほか、委員会会議概要の公開、インターネットによる中継配信による方法で公開（インターネットによる中継配信は、委員会室を広角カメラ1台で撮影している場合、委員会室の出席委員等は顔がはっきり映らない一方、オンライン出席委員等は顔がはっきり映るため、各委員の顔が同様に映るよう配慮することが必要）
- パターンCは、委員会室という場所がないため、委員会会議概要の公開、インターネットによる中継配信による方法で公開

おわりに

- 地方議会は、住民を代表する選挙された議員で構成され、地方公共団体の意思決定を的確に行うことが必要で、その基となるのは住民の声
- デジタル技術やツールを活用し、住民の声をどのように議会に反映していくか、それに向けた議論はますます重要。先進的な取り組みを調査し、それに係る効果的な方策等について検討していくことが重要